議案第１０７号

京丹後市集落センター条例の廃止について

京丹後市集落センター条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

京丹後市五十河地区基幹集落センター及び京丹後市野間基幹集落センターについて、令和９年３月３１日をもって本施設を廃止するものである。

（別記）

京丹後市集落センター条例を廃止する条例

京丹後市集落センター条例（平成１６年京丹後市条例第２２号）は廃止する。

附　則

（施行期日）

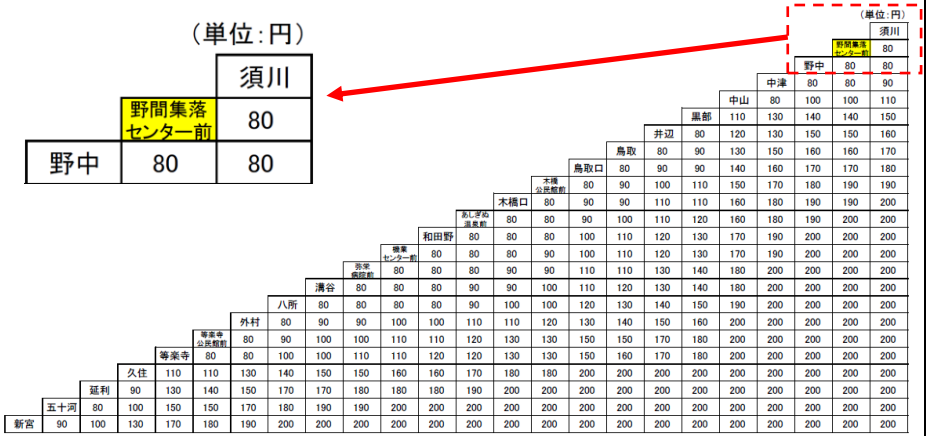
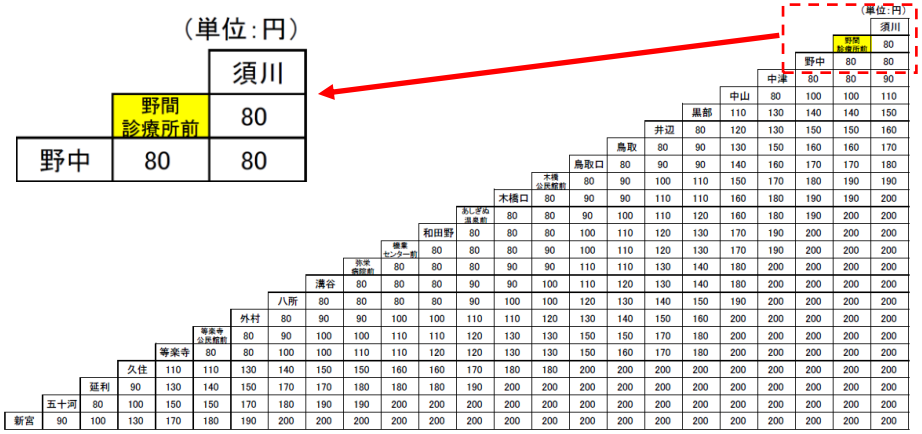
１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（京丹後市営バス運行事業に関する条例の一部改正）

２　京丹後市営バス運行事業に関する条例（平成２２年京丹後市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１０第２項第７号中「野間集落センター前」を「野間診療所前」に改める。

京丹後市営バス運行事業に関する条例（平成22年京丹後市条例第28号）新旧対照表【附則関係】

現行	改正案
京丹後市営バス運行事業に関する条例 平成22年9月16日 条例第28号 本則　（略） 別表第1～別表第9　（略） 別表第10（第6条関係） 1　運賃表 （略） 2　市営バスの運賃表 (1)～(6)　（略） (7)　弥栄延利線  (8)・(9)　（略）	京丹後市営バス運行事業に関する条例 平成22年9月16日 条例第28号 本則　（略） 別表第1～別表第9　（略） 別表第10（第6条関係） 1　運賃表 （略） 2　市営バスの運賃表 (1)～(6)　（略） (7)　弥栄延利線  (8)・(9)　（略） 附　則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和　8　年　9　月 定 例 会

議案の件名	議案第107号 京丹後市集落センター条例の廃止について	政策等の区分	計画　・　事業　・　(条例) その他（　　）

≪政策等の概要≫

五十河地区基幹集落センターは平成2年に旧大宮町で、野間基幹集落センターは昭和60年に旧弥栄町でそれぞれ開設され、地域コミュニティ活動を推進する拠点として管理運営を行ってきた。

当該施設については、令和７年度の公共施設の見直しの検討の中で、近年の社会情勢の変化や市民ニーズの低下により、設置当初の必要性が低下しているものと考え、地域の声を聞きながら施設のあり方について検討を重ねた結果、令和9年3月31日をもって廃止するもの。

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫　（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
R8　指定管理料 933					933

≪政策等の必要性≫

当該施設は設置当初の必要性が低下しているものと考えられることから、公の施設としての機能を廃止し、普通財産として地域等のニーズに応じた有効な利活用を図るため、条例を廃止するものである。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

施設の維持管理や運営に係る財政負担が軽減できるとともに、普通財産として施設の有効な利活用を図ることが可能となる。

≪提案に至るまでの経緯≫

H18.4月～	指定管理制度による管理運営 （指定管理者：五十河地区区長会、野間連合区）
R7.9月～	五十河地区区長会及び野間連合区と施設のあり方について協議
R8.5月	第2次京丹後市公共施設等総合管理計画 個別施設計画編改訂（対応方針「貸付：機能廃止」に）
R8.8.6	例規審査委員会による審査

≪総合計画等の整合≫

まちづくり27の施策	16	市民参画・共創による地域づくり

○その他の計画(該当する場合のみ)

計画名称	第2次京丹後市公共施設等総合管理計画個別施設計画編
策定年度	令和6年度
計画期間	令和7年度～令和16年度

≪政策等の実施時期≫

令和9年4月1日から施行する。（令和9月3月31日をもって廃止）

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
市長公室	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ・にぎわいづくり課	有・(無)